

東洋史研究

第三十卷 第四號 昭和四十七年三月 發行

彙輯『至元新格』並びに解説

植 松 正

は し が き

『至元新格』とは、元代至元二十八年〔1291〕に頒行された一種の法典である。『元史』卷一〇二・刑法志に擧げられている三種の法律書、すなわち世祖の時の『至元新格』、仁宗の時の『風憲宏綱』、英宗の時の『大元通制』の筆頭に位置するものであり、また一般に元代法律書として知られている『元典章』（『大元聖政國朝典章』）、『通制條格』、『皇朝經世大典』（このうちの憲典が『元史』刑法志に相當することは、安部健夫氏の研究によって明らかにされた）、『至正條格』などよりも早い時期に屬する法典である。

そして『至元新格』の條文が『通制條格』、『元典章』兩書中に散在しており、これによって『至元新格』をほぼ完全に復原することが可能であると指摘されたのは、安部健夫氏であった。この見解は「大元通制解説」の註文においてまず示され、『通制條格』からの六目五十六條、『元典章』からの四目三十條、計十目八十六條が「殆んど原條文と見做して大過はない」とされた^①。その後の論文「元史刑法志と元律との關係に就いて」の註文においては、仁井田陞・牧野巽兩氏が

ら、その十目は『史學指南』卷五・科條の「格」の項にあるものの方がよく一致するのではないかとの示教を受けたことに言及されて、「或はこの方がよいかも知れぬ」と、兩氏に謝意を表しておられる。安部氏はその後も「元時代の包銀制の考究」において『至元新格』の差科條項を論じるに際しても、この法律の復原の可能なことをくりかえされたが、今日に至るまで復原を試みた人はないようである。^④

私がこれから行なう『至元新格』の復原は、以上のような先學の示された道すじに従って、『通制條格』『元典章』兩書から收輯した條文九十五條を整理しようとするにすぎない。しかしその結果は、安部氏が期待しておられたかもしれないほどの完全を期しえないようであって、全條文にわたる復原はおそらく困難であり、理財・防盜の兩目には失なわれてしまったものも多いと考えられる。

一

從來指摘されてきたように、元代には法律が整備されず、律令制定の議はたびたび起ったにもかかわらず、ついに制定頒行するに至らなかつた。そこで折にふれて發せられた條格・條畫・條例・條款・格例や、これらを集成した法律書によって、前例を参考にしながら裁判したり措置したりするより仕方がなかつた。^⑤それらの條格類や時々の命令は、『欽定續文獻通考』卷一三五・刑考一にもみえており、また沈家本氏が「歷代刑法攷」律令八において論じられたところでもある。しかし、『元典章』などによると、官衙を新設する際に發せられるもの、例えば初期のものでも〈宣撫司條款〉（中統元年五月）、〈立總管府條畫〉（至元二年二月）、〈立御史臺條畫〉（至元五年七月）、〈立行御史臺條畫〉（至元十四年七月）などがあり、そのほか單に聖旨條畫としてみえるものも數多い。さきにあげた條畫・格例などの語の間には、あまり嚴密な用法上の區別はないものらしい。

さて格とはもちろん律令格式の格であり、『至元新格』における格も、他の條格・格例の格と同様に、唐代の用法とし

ての格、すなわち令を補足する補助的な法律であるといわれる。^⑥ 根本法規としての律令が制定されていない當時としては、本来これの補助的な地位をしめるはずの格が重要な役割をはたしたのであらう。

至元十年になると、『至元新格』に先行する新格が定められた。『元史』卷八・世祖紀・至元十年十月丙辰の條に 勅伯顔・和禮霍孫、以史天澤・姚樞所定新格、參考行之。

とあり、『元史』卷一二六・安童傳に

(至元十年)冬十月、帝諭安童及伯顔等曰、近史天澤・姚樞纂定新格、朕已親覽、皆可行之典、汝等亦當一一留心參考。豈無一二可增減者。各令紀錄、促議行之。

とあるように、史天澤・姚樞が作成したものである。これが、至元八年十一月に金泰和律の使用を禁止したことと何か関連すると考えられないこともない。その具體的内容を知りえない以上、この新格の性質について斷ずることはむづかしいが、しかしそれは律にかわつて格を定めたということではおそらくないであらう。

ところがここに一つ問題がある。それは從來ともすれば金泰和律の循用禁止と『至元新格』の制定とが結びつけて考えられていたふしがあることである。それはどうやら『元史』卷一〇二・刑法志の次の文章の解釋に發している。

元興、其初未有法守、百司斷理獄訟、循用金律、頗傷嚴刻。及世祖平宋、疆理混一、由是簡除繁苛、始定新律頒之、有司號曰至元新格。

以下『風憲宏綱』『大元通制』に關する敘述がつづくのであるが、この文章の眞意は、元初には體系的な法律が制定されていなかったため、時勢にあわれない金代の法律を使用せねばならなかったというにあって、金律にかわつて『至元新格』が制定されたのだということにはなるまい。もう一つの誤解のもととは、いま述べた至元十年の新格である。『欽定續文獻通考』卷一三五・刑考一において

(至元)二十八年五月、頒行至元新格。

元初、尙未有法守、百官斷理獄訟、循用金律。至元八年、始禁行金泰和律、尋諭安圖（安童）等曰、近史天澤・姚樞纂定新格、朕已親覽、皆可行之典也。汝等亦當留心參酌。豈無一二可增減者。各令紀錄、促議行之。

と、刑法志の文章を引用し、そこへまた金律の循用禁止と至元十年の新格制定とを結びつけてしまったことである。ともに名稱は新格ではあるが、その内容は、後に述べる『至元新格』の性質から推して、おそらく一致するものではあるまい。したがって金泰和律を『至元新格』によって代替するかのような直接的な脈絡はないと考える方が妥當であろう。

仁井田氏は「金律にかわる新律をつくって、これを〈至元新格〉といったという」としながらも、「金律は唐律の流をくむ刑法典であるが、〈至元新格〉の内容は、……律のような刑罰法規よりは、今のような非刑罰法規の系統の制度に属する」といわれた^④。この解題の前半は疑問としても、その後半は、宮崎市定氏が安部氏の説によって、『至元新格』は「金の泰和格令式から系統を引くものであらう」とされる見解^⑤に近いものである。やはり『至元新格』を律と結びつけて考えることは、内容からしても無理のようである。

次に、王暉の「烏臺筆補」にいわれている至元新法を『至元新格』とみる仁井田氏の説を検討したい。『秋澗先生大全文集』に收められている「烏臺筆補」の中に、便民三十五事なる建白書があり、その巻頭に〈立法制〉の題のもとに

合無將奉勅制定到律令、頒爲至元新法、使天下更始、永爲成憲、豈不盛哉。若中間或不通行者、取國朝札撒、如金制、別定勅條、如近年以來審斷一切姦盜、省部略有條格者、州縣擬行、特爲安便。

という建議がある。これについて仁井田氏は「この烏臺筆補では、至元新格（至元新法）を前代の律令と同様に、基本的法規とみているようであるが、……」と、『至元新格』と至元新法を同一視して何の疑いもさしはさんでおられない。だがここは建白書の時期を慎重に考えるべきであって、この建白書の提出された時には、『至元新格』はまだ頒行されていないのである。というのは、便民三十五事の題目のあとに、細字で「自此係監司時建白」とあり、建白書のはじめには、「中議大夫治書侍御史行御史臺事」とみずからの官職を記しているからである。王暉の傳記によると、彼が中議大夫治書

侍御史行御史臺事となつたのは至元十八年であり、十九年に監司（山東東西道提刑按察副使）に任じている。しかも建白書の他の部分にあらわれる按察司は、後に述べるように『至元新格』の時期には存在するはずがない。また王惲は鹽法を論じて

官爲調度者、從省部、差有根脚慎行止諳錢穀人、充規措所官、聽運司節制、……

と、規措所についてふれている。この役所は盧世榮が財務長官の地位にあつた至元二十二年二月に設けられたことを想起するならば、この便民三十五事の建白書は、多少の不安の要素はあるが、至元二十二年のものではなからうか。それに王惲のいう至元新法はあくまでも建議なのであり、頒行された法典『至元新格』とみなすのは無理であらう。しかしながら、『至元新格』以前に、原則的な法規を定めようという議論があつたことは、『至元新格』制定への何らかの伏線になりうるといふ意味で注目すべきことにはちがいない。

二

『至元新格』はいかにして制定されたのであろうか。『元史』卷一六・世祖紀・至元二十八年五月丁巳の條に「何榮祖以公規・治民・禦盜・理財等十事、緝爲一書、名曰至元新格、命刻版頒行、使百司遵守。」

というように、その作成者は當時中書右丞の何榮祖であり、またこれはたしかに一書をなして、政府の手によって頒行されたものである。その内容は、『吏學指南』の解説を引用すると次のようである。

公規 謂官府常守之制也。

選格 謂銓量人才之限也。

治民 謂撫養兆民、平理訴訟也。

理財 謂關防錢穀、主平物價也。

賦役 謂徵催錢糧、均當差役也。

課程 謂整治鹽酒麴稅之類也。

倉庫 謂謹於出納收貯如法也。

造作 謂董督工程、確其物料也。

防盜 謂禁弭奸宄也。

察獄 謂推鞠囚徒也。

頒行された總合的内容を有する法典としては、元代最初のものと考えてよいであろう。その條文にはかなり具體的な規程が多く、胥吏の家に生まれた何榮祖だけに、吏學にも裏付けられた實用本位の法律であることを思わせる。しかも元朝が至元十三年〔1276〕、舊南宋領の江南を併せてから、はじめてこの法律によって行政についての一つの原則を示したことの意義は重要である。腹裏路分と行省所轄路分とに分けて處置するなど、當時の中國における南と北の社會的・制度的な差違を反映して、全國一律に扱えない規程が含まれるのは當然であるとしても、ここに至って南北ともどもに適用される法典の出現をみたのである。錢大昕の「補元史藝文志」(『二十五史補編』所收)卷二・史類・刑法類には、元代最初の法典として、參知政事何榮祖撰の『至元新格』を掲げている。また安部氏が紹介されたように、『滋溪文稿』卷六には、蘇天爵〔1294~1352〕の手になる「至元新格序」がのせられている。原書には本來、何榮祖の作った序があったものと思われるが、ここに「是書舊版漫滅、省府命重刊之」というように、蘇天爵の序は重刊の序であり、これを刊行せしめた省府とは、當該文集所收の文章の排列から推して、おそらく江浙行省である。そして蘇天爵が江浙行省參知政事の位にあつたのは、至正七年〔1347〕以後であるから、元末のこの時期にもなお『至元新格』の法律としての實効性は保たれていたのである。そもそも『元典章』やそこに收められている斷例のうちに、條文がかなり復原できるほどに散在していること自體が、『至元新格』が法典としての生命を失なわなかった證左の一つとなる。

明代の書目類にこの書の名を見出すことができないところからすると、明代になるとこの書は失なわれてしまったものとみえる。『至元新格』の實効性はあくまで元代に限定されるのである。

三

格が本来、行政的な令を補足するものであるなら、この『至元新格』も當然時代性を強く反映しているはずであろう。ではその時代性とはどのようなものか。『至元新格』の制定された至元二十八年〔1291〕當時の状況を考慮しながら、この法典の性質について考察してみたい。

至元二十八年正月、それまで數年にわたって政府の實權を掌握していた尙書右丞相の桑哥が失脚した。『至元新格』はこの政變の後に制定された法律であることをまず確認しておかねばならない。何榮祖は桑哥を首席とする尙書省官僚の末席（參知政事）に補せられていたが、桑哥としばしば意見を衝突させて職を辭した。桑哥一派が凋落すると、至元二十八年二月、完澤（右丞相）・不忽木（平章政事）・賀勝（參知政事）とともに、尙書右丞に任ぜられ、同年五月十七日に尙書省が廢されると、中書左丞に轉じた。^⑧『至元新格』頒行の決定は、わずかその四日後の五月二十一日であった。『元典章』二・聖政卷一・守法令の項に

至元二十八年六月、中書省欽奉詔條、戒諭内外大小官吏事意、除已欽依差官、分道宣布去訖、所有時宜整治事例、奏准定爲至元新格、刻梓頒行、凡在有司、其務遵守。

とあるように、『至元新格』は「時宜整治の事例」として、六月に頒行された。

桑哥專權の時期の問題については別に稿をあらためて論ずることとするが、このような政權交替の直後に發せられた『至元新格』は、當然、桑哥の政策に對置する新體制のもとにおける政治の方向を示すものでなければならぬ。したがって逆に『至元新格』から桑哥時代の方向も察せられるわけである。

『元史』卷一六八・何榮祖傳に

(何榮祖) 改中書右丞、奏行所定至元新格、請改提刑按察司、爲肅政廉訪司、立監治之法。

とあるように、『至元新格』のことについて、提刑按察司を肅政廉訪司に改めるべきことが言われている。この提言は、何榮祖が尙書右丞になったのと同じ日に實現している。桑哥の時期には臺綱が抑えられた、つまり監察機關が本来の機能を發揮することを阻止されたといわれる。行臺と行省が公文書を往復し、そのために行臺が行省によって壓力をうけるとか、提刑按察司が直接に民事事件の裁判にあたったりして、政府の強硬政策の推進役をするなど、監察制度から大分はずれたものになっていた^④。これは桑哥の推薦によつて宰相となつた盧世榮の時期(至元二十一年十一月〜二十二年十一月・右丞)も同様であり、例えば、ほんの一時ではあつても行臺を廢止したり、提刑按察司を提刑轉運司として財務行政と直結しようとしたことがあつた。そこで何榮祖は監治の法を立てて、すなわち御史臺系の役所が監察を主務とする本来の制度にもどそうとしたのである。『至元新格』には肅政廉訪司の語が十ヶ所見出されるが、それらは裁判手續き關係のものだけを、全てが官吏に對する監察に關連するものである。何榮祖にとっては、肅政廉訪司の構想と『至元新格』の制定は不可分であつたはずである。

また白身人は正官に登用してはならぬと規定した選格の一條は、盧世榮の時期に、規措所官について「用いるところの官吏は、善賈を以てこれとなし、白身人を限るなかれ^⑤」としたような商人(西域系のものもあろう)の擡頭に對置されるかもしれないし、兩廣・福建地方には正官が全く置かれていないところもあるという實情も知られる。社長については、勸農や鄉村秩序維持の面が強調されている(治民)。南中國を對象とする條項が前面にできてくることも注意をひき、例えば、(行院(行樞密院))が江南の反亂の鎮壓にあたることも防盜の諸條にみえてくる。これらの問題については後日論じたい。

最後に『至元新格』復原の方法と結果について記しておく。まず安部氏が當初八十六條を收輯されたときに、分類の仕様がなないものとして一條(典章三九・刑部卷一・刑制・刑法類)を省かれた。これをも含めて、私がこのたび『通制條格』『元典章』から集めたものは九十五條であり、新たに補足したものは、典章一九・戸部卷五・田宅・荒田類の一條、典章二一・戸部卷七・錢糧・支類の三條、典章四〇・刑部卷二・刑獄門の四條、計八條である。

そのほかに疑問のものがひとつある。典章三六・兵部卷三・給驛類に「給驛置曆開附」の一條があり、その冒頭に「至元二十八年十二月、中書省奏准至元新格内一款、……」

とある。他のものについては至元二十八年六月としているのが普通であるのに、この一條のみが十二月となっている。十目の分類にも該当するか不明であり、にわかには『至元新格』の一條と斷ずることができないため、【参考】として末尾に附しておく。

次に十目の分類であるが、これは『吏學指南』の十目、公規・選格・治民・理財・賦役・課程・倉庫・造作・防盜・察獄、にあてはまると考えてよい。さきにあげた『元史』本紀にあらわれる四目のうち禦盜が防盜に相當することはいうまでもない。しかもこれまで見落されていた典章二一・戸部卷七・錢糧・支類の三條は、『吏學指南』の理財の目に入るべきものと考えられる。というのは、従来その目には『元典章』課程門の十一條があたるとされていたのであるが、『吏學指南』には課程の目をそなえており、しかもその三條の内容は、さきに示した「關防錢穀」という理財の内容を説明したところと一致するからである。さらにその課程十一條を検討してみると、最初の一條は、文中に「諸錢穀之計」「凡理財之法」という句を含んでいるところからして、どうも課程の範疇には入らずに、さきの錢糧關係の三條とともに、理財の目

	至元新格	通制條格	元典章
1	公規 11條		典章13 吏部卷 7 公規一 署押事 1條 " 吏部卷 8 公規二 公差委 7條 " " " 案牘 1條 " " " " 2條
2	選格 12條	卷 6 選舉 選格 12條	典章 8 吏部卷 2 官制二 選格 9條 典章11 吏部卷 5 職制二 給由 2條
3	治民 10條	卷 6 田令 理民 9條	典章 3 聖政卷 2 救災荒 2條 典章23 戶部卷 9 農桑 立社 3條 典章53 刑部卷15 訴訟 聽候人 1條 典章60 工部卷 3 役使 祇候人 2條 典章19 戶部卷 5 田宅 荒田 1條
4	理財 4條		典章21 戶部卷 7 錢糧 支 3條 典章22 戶部卷 8 課程 1條
5	賦役 10條	卷17 賦役 科差 6條	典章 3 聖政卷 2 均賦役 3條 典章23 戶部卷 9 農桑 災傷 1條 典章24 戶部卷10 租稅 納稅 1條 典章26 戶部卷12 科役 和買 3條 " " " " 腳價 1條 " " " " 物價 1條
6	課程 10條		典章22 戶部卷 8 課程 10條
7	倉庫 12條	卷14 倉庫 關防 12條	典章20 戶部卷 6 鈔法 昏鈔 1條 典章21 戶部卷 7 倉庫 造作 11條
8	造作 11條	卷30 營繕 造作 11條	典章58 工部卷 1 造作一 緞疋 11條
9	防盜 6條	卷19 捕亡 防盜 6條	典章51 刑部卷13 諸盜三 防盜 3條 " " " 捕盜 2條 " " " 失盜 1條
10	察獄 9條		典章39 刑部卷 1 刑制 刑法 1條 典章40 刑部卷 2 刑獄 察獄 3條 " " " 聽訟 1條 典章53 刑部卷15 訴訟 聽訟 4條

に入るべきであると考えたい。そして賦役の目には、従来別に分たれていた『通制條格』卷一七・賦役門・科差類からの諸條と、『元典章』戸部の科役門などの諸條が該當することになる。このようになるべく無理のないように十目にふり分けていった結果は、上に掲げる表の通りであり、詳しくは各條文ごとに附した出典についてみられたい。ただし、その排列順を含めて全面的に確信をおけるものとはばかりにはいれない。例えば、典章一九の荒田類の一條は、かに治民の目の末尾に附したし、察獄の目の典章四〇〔鞠囚以理推尋〕の一條は、本來この目の第二番目にあたるはずであ

るが、『元典章』の順序のままにしておいた。

こうしてみると、各目は概ね十條ぐらいで構成されていたらしく、とすれば、理財四條・防盜六條はバランスがとれていないことになる。おそらくこの條文は失なわれてしまつて、完全な復原を困難にしていると考えられる。

註

- ① 安部健夫「大元通制解説」(『東方學報』京都第一冊・一九三二・所收)
- ② 安部健夫「元史刑法志と元律との關係に就いて」(『東方學報』京都第二冊・一九三二・所收)
- ③ 安部健夫「元時代の包銀制の考究」(『東方學報』京都第二冊・一九五四・所收)
- ④ 『アジア歴史事典』第四卷(一九六〇)の至元新格の項目は、仁井田氏の執筆に係るが、その復原に關する解説は、安部氏の「大元通制解説」によつてゐる。
- ⑤ 安部健夫前掲諸論文、仁井田陞「元代刑法考」(『蒙古學報』第二號・一九四一・所收)、『中國法制史研究』刑法・一九五九・所收)、宮崎市定「宋元時代の法制と裁判機構」(『東方學報』京都第二四冊・一九五四・所收)、『アジア史研究』第四・一九六四・所收) 參照
- ⑥ 沈家本「歷代刑法攷」(『沈寄篋先生遺書』甲編・所收)
- ⑦ 宮崎市定前掲論文
- ⑧ 『アジア歴史事典』第四卷・「至元新格」の項
- ⑨ 宮崎市定前掲論文
- ⑩ 仁井田陞前掲論文
- ⑪ 『元史』卷一六七・王渾傳、及び神道碑(『秋潤先生大全文集』附錄・所收)
- ⑫ 傳によれば、按察副使に任じてから一年にして衡州に歸り、至元二十二年春、中書左司郎中を命ぜられたが赴かなかつたとあつて、その間、履歷の上で空白の期間がある。二十二年に建白書の時期を描いたのは、中議大夫治書侍御史行御史臺事を名のつたり、監司に任じたとされる可能性のあることを考慮して、建白書の内容を根據としたからである。さらに建白書は、王著が阿合馬を殺したこと(至元十九年三月)にふれており、この事件を去ることほど遠からぬ時期であると思われる。至元二十六年には、彼は少中大夫福建閩海道提刑按察使に任じており、どんなに建白書の時期を後におくとしても、これよりくだることとはあるまい。
- なお、安部氏は「元史刑法志と元律との關係に就いて」の中で、この建白書を至元十八年のものとしておられた。
- ⑬ 『元史』卷一六八・何榮祖傳に「起爲尙書右丞、桑哥敗、改中書右丞」としているのは誤まりであり、本紀の記述に従うべきである。
- ⑭ これらのことについて、私は昭和四十二年一月に京都大學文學部に提出した昭和四十一年度修士論文の第二章において

行臺は行省と直接の文移をしなくなったかわりに、監察御史と廉訪司をその手足としてこれに對し監督を行う。これが至元二十八年時における改革であらう。

と記した。なお、田村實造氏『中國征服王朝の研究』中（昭和四十六年三月）の五二四頁には

なお行臺について補足すると、至元二八年以後行臺と行省とは直接文移をおこなわなくなり、代りに監察御史と廉訪使と

を使って監察をおこなうことになった。と、同様の趣意のことが記されている。

⑮ 『元史』卷一三・世祖紀・至元二十二年二月壬戌の條

〔追記〕 『元典章』の讀法・句讀法について、京都大學人文科學研究所の田中謙二教授から御教示を賜った。解説の筆を擱くにあたり、厚く感謝の意を表したい。

凡 例

一、『通制條格』は國立北平圖書館景印本、『元典章』は沈家本刻本および陳垣『沈刻元典章校補』を用い、かつ『元典章』については、故宮博物院所藏元刻本景照（京都大學人文科學研究所藏）を以て校訂した。

一、各條文の末尾に出典を示し、『元典章』の斷例中に本條文の一部がみえる場合には、（ ）の中にその個所を示す。

一、用字の異なる場合には、正しいと思われるものを本文に使用し、なおその側に、別の字を、『元典章』の場合は（ ）、

『通制條格』の場合は「 」に入れて参考までに残す。またどちらが正しいとも判断できない場合にも、同様の方法によっていることがある。なお異體俗字の類は、注記を省略することが多い。

『元典章』あるいは『通制條格』にその字が缺けている場合には、側の（ ）あるいは「 」を空白にして示す。

一、條文に假に通し番號を附す。將來他の條文が発見されたり、排列順が判明した時には、變更しなければならぬ。

一、本文にほどこした標點は、譯文を作成しやすいうようにとの目的のためであり、ことに中點、の使用については、岩村忍・田中謙二兩氏校定の『校定本元典章刑部』第一冊を参考にさせていただいた。しかし、日本語の語法にひきずられて正確でなかったり、統一を缺いたりすることがあることを恐れる。讀者の批正を乞うものである。

國家以神武定天下、寬仁御兆民。省臺既立、典章憲度、簡易明白、近世煩文苛法、爲民病者、悉置而不用。嗚呼、斯其所以祈天永命、奠丕丕之基者歟。故平章政事廣平何公榮祖、明習章程、號識治體、當至元二十八年、始爲新格一編、請於世廟、頒行多方。惟其練達老成、故立言至切、惟其思慮周密、故制事合宜、雖宏綱大法、不數千言、擴而充之、舉今日爲治之事、不越乎是矣。蓋昔者先王、慎於任人、嚴於立法、議事以制、不專刑書、是以訟簡政平、海宇清謐、其皆以是爲則歟。是書舊版漫滅、省府命重刊之。覽者當體先朝寬仁之治、慎勿任法煩苛爲尙哉。

公 規 十一條

1 諸官府、皆須平明治事、凡當日合行商議發遣之事、了則方散。其在都官府六部、視省、餘視所屬上司、若公務急速、及應直宿人員、不拘此例。 典章一三吏部卷七·官府平明治事條（典章四〇刑部卷二·禁治遊街等刑條）

2 諸公事違限違例者、皆當該檢校人員、隨事舉問、失舉問者、罪亦及之。其監察御史·肅政廉訪司、常務糾彈、毋容弛慢。 典章一三吏部卷七·公事隨事舉問條

3 諸官司所受之事、各用日印、於當日付絕、事關急速、隨至卽付。常事五日程、謂不須檢覆者。中事七日程、

謂須檢覆者。

謂須計算簿帳、或諮詢者。

大事十日程、並要限內發遣了事。違者、量事大小、計日遠近、隨時決罰。其事

應速行、當日可了者、即議須行。若必非常限所拘、臨時詳酌。典章一三吏部卷七·公事量程了畢條（典章

一吏部卷五·給由置簿首領官提調條）（典章一四吏部卷八·承受行遣卷宗條）

4 諸應申上司定奪之事、皆自下而上、用心檢校。但有不實不盡、其所由官司、即須疏駁、必要照勘完備、

議擬相應、方許申呈。若事有未完、例或不當、不即疏駁、而輒准申呈者、各將當該首領官吏究治。

駁而不盡、至於再三、故延其事者、亦如之。典章一三吏部卷七·申事自下而上條、典章四朝綱卷一·省部減

繁格例條 ※典章一三

5 諸公事明白、例應處決、而在下官司、故作有疑申稟、若事合申稟、而在上官司、不即依理與決者、

各隨其事究治、仍從監察御史并肅政廉訪司糾彈。典章一三吏部卷七·公事明白處決條、典章四朝綱卷一·減

繁新例條（典章新集朝綱·諸衙門申稟明白區處條）※典章四

6 諸公事應議者、皆由下而上、長官擇其所長、從正與決。若執見不同、許申合屬上司、六部官所見有異

者、赴省稟議。其事例明白、變易是非者、別行究問。典章一三吏部卷七·公事從正與決條

7 諸公事稽遲、速則易改、久則難追。今後凡各掌行之事、當該省掾、每日一勾銷、都事、每旬一檢舉、

員外郎、每月一審校、錯者、依例改正、遲者、隨事舉行、毋使日積月增、文繁事弊、部員外郎·主

事、臺·院經歷報事、其餘經歷·檢勾文字人員、並同。典章一三吏部卷七·稽遲隨事舉行條

8 諸官府之衆、事務之繁、弊欲盡除、事難備舉。凡內外官司、各須用心檢校、若事有不便、理當更張者、

聽申合屬上司、應呈省者、呈省。典章一三吏部卷七·官事用心檢校條

9 諸州·府·司·縣官、掌管軍民差役一切事務、責任非輕。當該上司、事有必當委遣者、須從員多事簡去處

摘差、或止獨員不許妨占。其司吏人等、若遇須合勾攝之事、責限了畢、即須發還、仍將元勾緣由·來

回月日、置簿銷附、有不應勾攝、或無故停留者、從肅政廉訪司究治。典章一四吏部卷八·委遣從員多處條

10 諸已絕經刷文卷、每季一擇、各具事目首尾張數、皆以年月編次注籍、仍須當該檢勾人員、躬親照過、

別無合行不盡事理、依例送庫、立號封題、如法架閣、後遇照用、判付檢取、了則隨即發還勾銷。典

章一四吏部卷八·文卷已絕編類入架第二條

11 諸吏員差除事故、其元管簿籍文卷、須與應代之人、一一交點無差、連署呈報本屬官司照驗、後有失落、

止著見管之人追尋。典章一四吏部卷八·人吏交代當面交卷第二條（典章一四吏部卷八·承受行遣卷宗條）※據承

受行遣卷宗條、補諸字

選 格 十二條

12 諸職官隨朝、以三十箇月日爲任滿、在外、以三週歲爲滿、錢穀之官、各以得代爲滿、吏員、須以九十

箇月、方得出職。由職官轉補者、同職官例。若未及任滿、本管官司、不得輒動公文、越例保申。果

才幹不凡、有事跡可考者、從御史臺察舉、其非常選所拘。若急闕擇人、才識相應者、臨時定奪。條

格卷六、典章八吏部卷二·選格類（典章新集吏部·諸衙門吏員出職條）

13 諸官員、雖已任滿得代、本身若有侵借係官錢糧、見任官司、直須追納到官、方許給由、聽其求仕。條

格卷六、典章一一吏部卷五·給由類

14 諸官員解由、已有定式、凡當該給由官司、並須依式勘會、別無不盡不實事理、方得保申。有詐冒不實、并勘當未盡者、所由上司、隨即究問、察官刷卷日、更須加意檢校。但不應給由、而循情濫給、并理應出給、而刁蹬留難者、並聽糾彈。條格卷六、典章一吏部卷五·給由類（典章一吏部卷五·給由置簿首領官提調條）

15 諸在流品人員、凡能任繁劇、善理錢穀、明達吏事、深識治體、或器非一用無施不可者、吏部考其功狀、加之訪察、以類注籍、時備選擇之用。條格卷六、典章八吏部卷二·選格類

16 諸銓注官員、品類不一、用宜相參。惟文資一員、任其簿書計數之責、凡於總管官司、不許有關。條格卷六、典章八吏部卷二·選格類

17 諸官員入選、視其元係是何出身、歷過是何職任、參以才器大小、年齒衰壯、〔狀〕宜於何等闕內銓注、不可強其所短、因廢人之所長。條格卷六、典章八吏部卷二·選格類

18 諸官員功罪、並送吏部標注、到選之日、於應得資品上、視其功罪、斟酌議擬。有蔽匿其罪、增飾其功者、從監察御史糾彈。條格卷六、典章八吏部卷二·選格類

19 諸品官、若犯贓黜降、或廉能陞遷、事迹昭著者、皆下隨處照會、其使在官之人、共知勸戒。〔誠〕條格卷六、典章八吏部卷二·選格類

20 諸官員子孫、應合承廕之人、比及入仕以來、預使學習政事、不致將來曠廢其職。到選之日、如本路官司、保其才能、及問以政事、應對可取者、本等人內、量與從優。條格卷六、典章八吏部卷二·選格類

21 諸歲貢吏員、皆當該官司、於見役人內、不限名次、公同選舉、以性行純謹、儒吏兼通者、爲上、才識

明敏、吏事熟閑者、次之、若月日雖多、行能無取者、不許呈貢。到部之日、公座試驗、必說事明白、行遣閑熟者、爲中。如或不應、並擬發還元役官司、其當該濫貢人員、仍須究問。條格卷六

22 諸兩廣·福建地面、或有全闕正官去處、比及朝廷選官到任、合須使人權攝其事。〔雖〕今後先於側近可以摘

那見任官內選差、無則許於任滿得代聽除官內選差、又無聽於本省或宣慰司見役請俸人內選差、白身之人、不許委用。條格卷六、典章八吏部卷二·選格類

23 諸行省管轄官員、若有多歲不經遷、過時不到任、及久曠未注、或緊急闕官、卽須照勘明白、咨省定奪。其到任下任、例合標附人員、每月通行類咨。直隸省部路分、准此。條格卷六、典章八吏部卷二·選格類

治 民 十 條

24 諸理民之務、禁其擾民者、此最爲先。凡里正·公使人等、〔貼書〕從各路總管府、擬定合設人數。其令司、

縣、選留廉能無過之人、多者罷去、仍須每事設法關防、毋致似前侵害百姓。條格卷一六、典章六〇工部

卷三·祇候人類

25 諸村主首、使佐里正、催督差稅、禁止違法。其坊村人戶鄰居之家、照依舊例、以相檢察、勿造非違。

條格卷一六、典章六〇工部卷三·祇候人類

26 諸社長、本爲勸農而設、近年以來、多以差科干擾、大失元立社長之意。今後凡催差辦集、自有里正·主首、其社長、使專勸課、凡農事未喻者教之、人力不勤者督之、必使農盡其功、地盡其利。官司有不復遵守、妨礙勸農者、從肅政廉訪司究治。條格卷一六、典章二三戶部卷九·立社類（典章二三戶部卷九·社

長(不管餘事條)

27 諸州縣官勸農日、社內有遊蕩好閑、不務生理、^(業)累勸不改者、社長須得對衆舉明、量示懲戒。^(行)其社長、

若年小德薄、不爲衆人信服、即聽詢學深知農事年高純謹之人、易換。條格卷一六、典章二三戶部卷九、

立社類(典章二三戶部卷九·社長不管餘事條)

28 諸假托靈異、妄造妖言、佯修善事、夜聚明散、并凡官司已行禁治事理、社長每季須一誠諭、使民知恐、

毋陷刑憲。條格卷一六(典章二三戶部卷九·社長不管餘事條)

29 諸遇災傷缺食、或能不恡己物、勸率富有之家、協同周濟困窮、不致失所者、從本處官司、保申上司、

申部呈省。條格卷一六、典章三聖政卷二·救災荒類

30 諸義倉、本使百姓、豐年貯蓄、^(歲)歉年食用、此已驗良法。其社長、照依元行、當復修舉。官司敢有拘檢

煩擾者、從肅政廉訪司糾彈。條格卷一六、典章三聖政卷二·救災荒類 ※沈刻本

31 諸富戶、依托見任官員、影避差役者、所在肅政廉訪司官、常須用心禁察、毋使循習舊弊、靠損貧民。

違者、其官與民、並行治罪。條格卷一六

32 諸論訴婚姻·家財·田宅·債負、若不係違法重事、並聽社長以理論解、免使妨廢農務、^(案)煩擾官司。條格卷

一六、典章五三刑部卷一五·聽訟類

33 諸應係官荒地、貧民欲願開種者、許赴所在官司、入狀請射、每丁給田百畝、官豪勢要人等、不請官司、

無得冒占、年終、照勘已給數目、開申合屬上司、類冊申部。典章一九戶部卷五·荒地許赴官請射條

34 諸應支錢糧、腹裏路分、皆憑省部勘合理算。其有申准諸支明文、例應倒除者、每季照勘所支數目、抄連合用文憑檢校、一切完備、須要不過次季仲月中旬、開申合干部分、照勘相應、隨即除破。各處行省所轄路分、應申倒除者、准此。典章二·戶部卷七·支類

35 諸錢糧等物、戶部立式、其使諸處、每季一報到部、委官檢較、但有不應、隨即追理、年終、通行照算、務要實行、毋爲文具。行省、准上咨省。典章二·戶部卷七·支類

36^(請) 諸照算、須勾人吏者、皆當官置局、自入局爲始、各以文字大小、斟酌立限、每五日、考其次第、了則隨即發還。其攢報有常、收支有例、可以立式取勘者、不須勾攝人吏赴都。諸司於所屬、亦准此。典章二·戶部卷七·歲終季報錢糧條 ※請當作諸

37 諸錢穀之計、其各處行省、每歲須一檢較。凡理財之法、或有未盡、蠹財之弊、或有未去、生財之道、或有未行、逐一議擬、咨省。戶部該管去處、准此。典章二·戶部卷八·課程類

賦 役 十 條

38 請科差稅、皆司·縣正官、監視人吏、置局科攤、務要均平、不致偏重。據科定數目、依例出給花名印押由帖、仍於村坊、各置粉壁、使民通知。其比上年元科分數、有增損不同者、須據緣由、明立案驗、^(稱)_(元)^(因)以備照勘。條格卷一七、典章三·聖政卷二·均賦役類

39 諸差科夫役、先富強後貧弱、貧富等者、先多丁後少丁、開具花戶姓名、自上而下、置簿挨次。遇有差役、皆須正官當面點定該當人數、出給印押文引、驗數勾差、無致公吏·里正人等、放富差貧、那移作弊。其差科簿、仍須長官封收、長官差故、次官封收。條格卷一七、典章三聖政卷二·均賦役類

40 諸稅石、嚴禁官吏勢要人等、不得結攬。若近下戶計、去倉地遠、願出腳錢就令近民帶納者、聽。其總部稅官、斟酌各處地里、定立先後運次、約以點集處所、覷得別無輕賚攬納之數、令分部官、管押入倉、依數交納、得訖朱鈔、即日發還。惟總部官、直須州縣納盡、方許還職。條格卷一七、典章二四戶部

卷一〇·下戶帶納者聽條

41 諸水旱災傷、皆隨時檢覆、得實、作急申部、十分損八以上、其稅全免、損七以下、止免所損分數、收及六分者、稅旣全徵、不須申檢。雖及合免分數、而時可改種者、但存堪信顯跡、隨宜改種、毋失其時。條格卷一七、典章二三四戶部卷九·水旱災傷隨時檢覆條

42 諸差科、皆用印押公文、其口傳言語科斂者、不得應副。違者、所取雖公、並須治罪。條格卷一七、典章三聖政卷二·均賦役類

43 諸和雇脚力、皆儘行車之家、少則聽於其餘近上有車戶內和雇、仍須置簿輪轉立法、無致司吏·里正·公使人等、那攬作弊。條格卷一七、典章二六戶部卷一二·腳價類

44 諸年例支持物件、用時有緩急、備時有難易、其當該官吏、凡合置備之數、各須以時點校、預爲舉呈、毋得急闕公私不便。典章二六戶部卷一二·和買類

45 諸和買物、須驗出產停蓄去處、分俵均買。其官吏、不能先以賤直拘收、措勒人戶、多添價錢、轉買送

納。違者、痛行斷罪、計其餘價、依數追還。典章二六戶部卷一二·和買類

46 諸和買、須於收物處、榜示見買物色、各該價錢、物既到官、鈔（鈔）即給主、仍須正官監臨置簿、凡收物支

價、開寫某人納到某物多少、支訖價錢若干、就令物主、於上畫字、其監臨之官、仍以印牌關防、以備

檢勘。典章二六戶部卷一二·和買類 ※沈刻本

47 諸街市貨物、皆令行人、每月一平其直、其比前申、有甚增減者、各須稱說增減緣由、自司、縣申府、州、

由本路申戶部、並要體度、是實、保結申報。凡年例、必於本處和買之物、如遇物多價少、可以趁賤

收買者、即具其直、另狀飛申。典章二六戶部卷一二·物價類

課 程 十 條

48 諸院務課程、當該上司、常須設法關防、每月體度、若課額輕省、而所增分數不及者、隨即窮問、仍委

廉幹正官監辦、行省·戶部、凡在所屬路分、每季通行比較、須要盡實到官、不致欺隱。典章二二戶部卷

八·課程類

49 諸茶鹽課程、已有成法、其行省·戶部、檢會元降例條、凡近年官吏違犯禁條、營謀私利、侵損官課、阻

礙商人者、逐一出榜、嚴行禁治、仍須選差廉幹人員、不時暗行體察、務要茶鹽通行、公私便利。典章

二二戶部卷八·課程類

50 諸場鹽袋、皆判官監裝、須要劬重均平、無有餘欠、運使以下、分轉檢較、仍於袋上、書寫監裝檢較職

位姓名、以千字文爲號、如法編垛。凡遇商客支請、驗其先後、從上給付。行省·戶部差官、不測體驗、

但有答帶餘鹽、或尅除觔重、及支給失次、刁蹬鹽商者、隨即追問、是實、各依所犯輕重理罪、仍聽察官糾彈。典章二二戶部卷八·課程類

51 諸竈戶中鹽到場、皆須隨時兩平收納、不得留難。其合給工本、運官一員、監臨給付。若鹽司官吏、因而有所尅減、或以他物移易准折者、計其多少論罪、仍勒賠償、每給工本時、肅政廉訪司、差人暗行體察。典章二二戶部卷八·課程類 ※沈刻本、下文亦同

52 諸場積塚未椿鹽數、須於高阜水潦不能侵犯去處、如法安置、仍委運官、時至點檢。若積塚不如法、防備不盡心、以致損敗者、并勒賠償。典章二二戶部卷八·課程類

53 諸院務官、大者不過三員、其攢攔合干人等、依驗所辦課額、斟酌存設、多者罷去、無使冗濫、侵削百姓、盜食官錢。典章二二戶部卷八·課程類

54 諸轉運司并提點官吏、凡於管下院務、取借錢物者、以盜論。與者、其罪同。卽應稅之物、不經依例抽分、使訖稅印者、亦如之。典章二二戶部卷八·課程類

55 諸鹽司、凡承告報私鹽、皆須指定煎藏處所、詳審明白、計會所在官司、同共搜捉。非承告報、其巡鹽人員、止許依例用心巡捕、不得妄入人家搜捉。典章二二戶部卷八·課程類

56 諸捉獲私鹽酒麴、取問是實、依條追沒。其所犯情由、并追到錢物、皆須明立案驗、另附文曆、每月開申合屬上司。典章二二戶部卷八·課程類

57 諸鹽法、並須見錢賣引、必價鈔入庫、鹽袋出場、方始結課。其運司官、如每事盡心、能使鹽額有餘、官吏守法、商賈通便、課程增多者、聞奏陞賞。典章二二戶部卷八·課程類

58 諸出納之法、須倉庫官面視稱量檢數、自提舉、監支納以下、攢典合千人以上、皆得互相覺察。〔目〕有盜詐違

法者、陳首到官、量事理賞。其有侵盜錢糧、并濫僞之物、若犯人逃亡、及雖在無財可追者、並勒同

界官典、司庫、司倉人等、一體均陪。條格卷一四、典章二一戶部卷七·倉庫類 ※沈刻本

59 諸支納錢糧一切官物、勘合已到倉庫、應納者經十日不納、應支者經一月不支、並須申報元發勘合官司、

隨即理會。其物已到倉庫、未得勘合者、亦如之。條格卷一四、典章二一戶部卷七·倉庫類

60 諸官物出給、先儘遠年。其見在數多、用處數少、不堪久貯者、速申當該上司、作急支發、毋致損敗。

違者究治。條格卷一四、典章二一戶部卷七·倉庫類

61 諸行用庫、凡遇諸人以昏鈔易換料鈔、皆須庫官監視司庫對倒鈔人、眼同辨驗檢數。如不係接補挑剗僞

鈔、當面用訖退印、昏鈔入庫、料鈔付主、當該上司、委官時至檢校。違者究治。條格卷一四、典章二〇

戶部卷六·昏鈔類(典章新集戶部·提調鈔法條) ※典章二〇、典章新集有諸字

62 諸路收受差發、自開庫日爲始、本路正官一員、輪番檢察、並要兩平收受、隨時出給官戶朱鈔、無使刁

蹬停留人難。諸州置庫去處、並同。條格卷一四、典章二一戶部卷七·倉庫類

63 諸倉收受米糧、並要乾圓潔淨。當該上司、各取其樣、驗同封記、一付本倉收掌、一於當司存留、仍須

正官時至檢校。其收支、但與元樣不同、隨即究治。應攢運者、比驗樣料、相同裝發。條格卷一四、典章二一

其至下卸、亦驗樣料、相同交收。

64 諸庫藏并八作司所收物內、其有名數而無用者、開申合干部分、勘驗是實、委官檢估出賣、無人買者、量宜支遣、不致損敗。條格卷一四、典章二一戶部卷七·倉庫類

65 諸倉庫錢物、監臨官吏、取借侵使者、以盜論。與者、其罪同。若物不到官、而虛給朱鈔者、亦如之。

仍於倉庫門首出榜、常川禁治。條格卷一四、典章二一戶部卷七·倉庫類

66 諸倉庫赤曆單狀、當該上司、月一查照、但開附不明、收支有差、※(時)隨事究問。條格卷一四、典章二一戶部卷

七·倉庫類 ※沈刻本

67 諸倉庫局院疏漏、速申修理、霖雨不止、常須檢視、隨宜備禦、不致官物損壞。若收貯不如法、防備不

盡心、曝曬不以時、致有損敗者、各以其事輕重論罪、所壞之物、仍勒陪償。條格卷一四、典章二一戶部

卷七·倉庫類

68 諸倉庫局院、凡關防搜檢巡宿禁治事理、其當該上司正官、每月分輪點視、常須謹嚴、(無)毋致弛廢。條格卷

一四、典章二一戶部卷七·倉庫類

69 諸倉庫官、新舊交代、在都、本管上司、委官監視、在外、各路正官監視、直屬省部州府、亦同。沿河倉分、漕運

司官監視。凡應干收〔支〕文憑、合有見在官物、皆須照算、交點明白、別無短少濫偽之數、舊官、具數

關發、新官、驗數收管、仍須同署申報合屬上司照會。既給交關之後、若有短少濫偽之物、並於新官

名下追理。條格卷一四、典章二一戶部卷七·倉庫類

70 諸營造、皆須視其時月、計其工程、日驗月考、毋使有廢。惟夫匠疾病、雨雪妨工者、除之。其監造官、仍須置簿、常切拘檢、當該上司、時至點校、不致虛延月日、久占夫工。條格卷三〇、典章五八工部卷一。

造作類

71 諸造作物料、須選信實通曉造作人員、審較相應、方許申索。當該官司體覆者、亦如之。有冒破不實、

計其多少爲罪、已入己者、驗數追償。條格卷三〇、典章五八工部卷一·造作類

72 諸造作官物、工畢之日、其元給物料、雖經覆實、而但有所餘者、須限十日、呈解納官、限外不納者、

從隱盜官錢法科。條格卷三〇、典章五八工部卷一·造作類

73 諸局分課定、合造物色、不許輒自變移。有上位處分改造者、卽以見造生活、比算元關物料、少則從實

關撥、多則依數還官。條格卷三〇、典章五八工部卷一·造作類

74 諸局分造作、局官每日躬親遍歷巡視、工部每月委官點檢、務要造作如法、工程不虧。違者、隨卽究治、

其在外局分、本路正官、依上提點、每季各具工程次第、申宣慰司、移關工部照會、工部通行比較、

季一呈省、比及年終、俱要了畢、毋致虧欠。行省管下局分、准此。條格卷三〇、典章五八工部卷一·造

作類

75 諸營建官舍、其所委監造人員、皆須躬親指畫、必要每事如法、一切完牢。若歲月不多、未應損壞、而

有損壞者、並將監造人員·當該工匠、檢舉究治。條格卷三〇、典章五八工部卷一·造作類

76 諸官司器物損壞、不堪修理者、差官相驗、是實、方許易換。若已給新物、其故物、十日以裏、卽須還

官、發下合屬、隨宜備用、不堪作數者、赴官呈驗、不須開寫名色、虛掛文籍。

銅鐵之器、作銅鐵收、
竹木之器、作柴薪用。條

格卷三〇、典章五八工部卷一·造作類 注文柴字、典章作以

77 諸造作支破錢物、工畢之日、其親臨總司、即須拘集當該官吏、一一照算完備、本司檢勘無差、合除破者、依例開申除破、合還官者、從實解納還官、毋使隔越歲時、致難理算。條格卷三〇、典章五八工部卷一·造作類

78 諸營造合用諸物、先儘官有見在、其不足之數、有可代支而價不虧官者、申稟折支。條格卷三〇、典章五八

工部卷一·造作類

79 諸隨路、如遇橫造軍器諸物、其一切所須、必要明立案驗、選差好人、置簿掌管、工畢之日、隨即照算

元收·已支·見在數目、本路正官、體校是實、開申合干部分照會。條格卷三〇、典章五八工部卷一·造作類

80 諸隨路每年該值水害、凡可疏通閉塞修完去處、當該上司、須於農隙之時、委官預爲踏視、相其地宜、

料其工物。若役人數少、不動官錢、聽差近民、隨即修理。必支錢動衆者、速申合屬上司、比至來年

春作之前、併工須要了畢。其餘修作應動民力者、亦准此。其事須急差、不拘此例。條格卷三〇、典章五

八工部卷一·造作類

防 盜 六 條

81 諸管軍官、職當鎮守、其要盜賊不生、管民官、職當撫治、其要安靜不擾。今後行省·行院、凡於所屬、

若管民官撫治不到、以致百姓逃亡、管軍官鎮守不嚴、以致盜賊滋盛、即須審其所由、依理究治。條

格卷一九、典章五一刑部卷一三·防盜類

82 諸行院到任、取會所管地分見有草賊起數、相其事宜、嚴諭(論)諸處軍官、各使鎮守有法、招捕得宜、期於盜息而已。仍將見有起數、先行報院。今後每季具已未招捕起數、并有無續生賊人、咨院呈省。 條格

卷一九、典章五一刑部卷一三·防盜類

83 諸盜賊相聚、初非同心、或被嚇從、或為誑誘、其行省·行院、常須多出文榜、許令自相首捕。若始謀未行、隨即告發、或已相結聚、能自捕獲者、量其事功理賞。 條格卷一九、典章五一刑部卷一三·盜賊許相首

捕條

84 諸盜賊生發、當該地分人等、速報應捕官司、隨即追捕。如必當會合隣境者、承報官司、即須應期而至、

併力捕逐、勿以彼疆此界為限。違者究治。 條格卷一九、典章五一刑部卷一三·捕盜勿以疆界條

85 諸草賊招捕、既平之後、仍須區處得宜、防備周密、嚴責合干官司、常令用心、毋致疏失。[無][慢] 條格卷一九、

典章五一刑部卷一三·防盜類

86 諸捕盜官、如能巡警盡心、使境內盜息者、為上、雖有失過起數、而限內全獲者、為次、其因失盜、累

經責罰、未獲數多者、為下。到選之日、考其實跡、定其陞降。即目南方見有草賊去處、若平治有法、

使盜清民安者、另議聞奏陞擢。 條格卷一九、典章五一刑部卷一三·捕盜官到選考跡條、典章一一吏部卷五·捕

盜官給由例條 ※典章五一

察 獄 九 條

87 諸杖罪、五十七以下、(並聽)司·縣斷決、八十七(下)以下、散府·州·軍斷決、一百七(下)以下、宣慰司·總管府

斷決、配流、死罪、依例勘審完備、申關刑部待報、申扎魯火赤者、亦同。典章三九刑部卷一·罪名府縣斷隸條（典章四朝綱卷一·省部減繁格例條）（典章四〇刑部卷二·諸衙門杖數笞杖等第條）（典章新集刑部·推官不許獨員遍歷斷囚條）※典章四〇刑部卷二·推官不許獨員遍歷斷囚條

88 諸隨處季報罪囚、當該上司、皆須詳視、但有淹滯、隨即舉行。其各路推官、既使專理刑獄、凡所屬去處、察獄有不平、繫獄有不當、即聽推問明白、咨申本路、依理改正。若推問已成、他司審理、或有不盡不實、却取推官招伏、議罪。典章四〇刑部卷二·罪囚淹滯舉行條（典章新集刑部·推官不許獨員遍歷斷囚條）

89 諸所在重刑、皆當該官司、公廳圓座、取訖服辨、移牒肅政廉訪司、審復無冤、結案待報。若犯人翻異、家屬稱冤、聽牒本路移推。其賊驗已明、及不能指論抑屈情由者、不在移推之例。典章四〇刑部卷二·犯人翻異移推條

90 諸見禁罪囚、各處正官、每月分輪檢視、凡禁繫不廉、淹滯不決、病患不治、并合給囚糧、依時不給者、並須隨事究問。肅政廉訪司官所在之處、依上審察。其在都罪囚、中書刑部·御史臺·扎魯火赤、各須委官季一審理、冤者辨明、遲者催問、輕者斷遣、不致冤滯。典章四〇刑部卷二·審察不致冤滯條（典章新集刑部·巡尉司囚月申條）

91 諸鞫問罪囚、必先參照元發事頭、詳審本人詞理、研窮合用證佐、追究可信顯迹。若或事情疑似、賊仗已明、而隱諱不招、須與連職官員、立案同署、依法拷問。其告指不明、無證驗可據者、先須以理推尋、不得輒加拷掠。典章四〇刑部卷二·鞫囚以理推尋條（典章四〇刑部卷二·禁治遊街等刑條）（典章四〇刑部

卷二·不得法外枉勘條) 據不得法外枉勘條、此條元係至元察獄新格第二條

92 諸獄訟、原告明白、易爲窮治、其當該官司、凡受詞狀、卽須仔細詳審。若指陳不明、及無證驗者、省會別具的實文狀、以憑勾問。其所告事重、急應掩捕者、不拘此例。典章五三刑部卷一五·聽訟類

93 諸民訟之繁、婚田爲甚。其各處官司、凡媒人、各使通曉不應成婚之例、牙人、使知買賣田宅違法之例、寫詞狀人、使知應告不應告言之例、仍取管不違甘結文狀、以塞起訟之源。典章五三刑部卷一五·聽訟類

94 諸詞訟、若證驗無疑、斷例明白、而官吏看循、故有枉錯者、雖事已改正、其元斷情由、仍須究治。典

章五三刑部卷一五·聽訟類

95 諸繫囚聽訟事理、當該官司、自始初勾問、及中間施行、至末後歸結、另置簿朱銷。其肅政廉訪司、專以照刷、無致淹滯。典章五三刑部卷一五·聽訟類

【參考】

諸事應差人給驛者、雖有元降起馬聖旨、皆須置曆開附、每季申報合屬上司。有不應給驛而給者、隨卽究問。行省差過起數、咨省、雖不給驛、其不須差人可辦之事、凡於所屬官司、毋使因而煩擾。典章三六兵部卷三·給驛置曆開附條